

職員の給与改定について

1 条例改正に向けた対応

当町の給与について、本年8月の人事院勧告どおり閣議決定（R4.10.7 決定）された内容に基づき、改正するもの。

2 給与改定人事院勧告の内容

(1) 月例給

ア 令和4年人事院勧告に基づく行政職給料表（一）の改定によるもの

イ 民間給与との格差（0.23%）を埋めるため、給料表の改正

ウ 民間の初任給との間に差があることを踏まえ大卒程度の初任給を3,000円、高卒者の初任給を4,000円引き上げ

エ 30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.3%）

※医療職給料表（2）及び（3）については、行政職給料表との均衡を基本に改定

(2) 期末・勤勉手当

民間のボーナス支給割合を踏まえ年間支給月を0.10月（再任用職員0.05月）増額し、引上げ分を勤勉手当に配分

【職員 年間4.30月⇒4.40月】

年 度	6 月期	1 2 月期
令和4年度期末手当	1.20 月（支給済）	1.20 月（改定無）
勤勉手当	0.95 月（支給済）	1.05 月（現行 0.95 月）
令和5年度期末手当	1.20 月	1.20 月
勤勉手当	1.00 月（0.05 増）	1.00 月（0.05 増）

【再任用職員 年間2.25月⇒2.30月】

年 度	6 月期	1 2 月期
令和4年度期末手当	0.675 月（支給済）	0.675 月（改定無）
勤勉手当	0.45 月（支給済）	0.50 月（現行 0.45 月）
令和5年度期末手当	0.675 月	0.675 月
勤勉手当	0.475 月（0.025 増）	0.475 月（0.025 増）

3 実施時期

- ・月例給：令和4年4月1日に遡及し支給。
- ・期末勤勉手当：増額分を12月分勤勉手当に反映させ支給。